

「Free Trade Zone 及び Free Zone に おける事業 (No. S. 1/2550)」

2006 年

日本貿易振興機構 (ジェトロ) バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、
本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

投資奨励委員会 布告

No. S.1 / 2550

件名： Free Trade Zone 及び Free Zone における事業

環境へ影響が及ぶのを防止するため、及び、製造・輸出事業への便宜を図るため工業用地発展事業を奨励することを妥当とみなし、

仏暦 2520 年投資奨励法第 16 条、第 2 段による権限に基づき、

1. 委員会は委員会布告 No.2/2543 仏暦 2543 年 8 月 1 日付、件名 奨励を付与する事業の種類、規模、条件の末尾の奨励を与える業種表の業種 7.5.3 を廃止し、以下と定める布告を制定する。

業種	条件
7.5.3 Free Trade Zone 及び Free Zone における事業	<ol style="list-style-type: none">1. 200 ライ以上の土地を有すること。 (200 ライ=320000 m²)2. バンコク地区内は奨励しない3. サムットプラカン県工業団地内に立地する場合工業省が認可した場合のみ奨励する。4. 奨励申請を行う前に関係省庁から認可を受けること。5. 権利恩典に関しては奨励を受けた工業団地や工業地区と同様に付与するものとする。

2. 委員会布告 No.2/2543 仏暦 2543 年 8 月 23 日付 件名 Free Trade Zone 及び Free Zone における事業の権利恩典を廃止する。

3. 奨励を受けたものが Free Trade Zone 及び Free Zone 地区内で事業を興す際、工業団地または工業地区と同様の権利恩典を付与する。

仏暦 2549 年 11 月 20 日より有効である。

布告日 仏暦 2550 年 1 月 18 日

コーシット・パンピヤムラット

副首相

委員会議長代行